電気式アネロイド型血圧計（検出部が電気式のものをいう。）	基準液柱型圧力計、基準重錘型圧力計又は血圧計用基準圧力計	［削る］	［略］	［略］	［略］
	剛性容器 圧力発生装置 T字継手及びホース 恒温恒湿槽 直流電源／交流電源 精度が読み値の〇．五％未満の電圧計 陽陰圧発生装置 耐久性試験装置	日本工業規格T一一一五に規定する試験ができるもの			
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
電気式アネロイド型血圧計以外のアネロイド型血圧計	基準液柱型圧力計、基準重錘型圧力計又は血圧計用基準圧力計	二名			
	圧力発生装置 繰返し加圧装置 恒温恒湿槽	日本工業規格T四二〇三に規定する試験ができるもの			
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］

アネロイド型血圧計	基準液柱型圧力計	［新設］	［略］	［略］	［略］
	耐電圧試験装置 電圧調整器	［新設］			
［略］	計ることができる最大の圧力が三百水銀柱ミリメートル以上のものであって、精度が四百分の一以上の水銀式のもの 出力インピーダンス五十オームのパルスを発生できるもの 定格電圧の正負十パーセントの範囲で電圧を連続的に調整できるもの	［新設］	［略］	［略］	［略］
［略］	［略］	［新設］	［略］	［略］	［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、平成三十一年二月一日から施行する。